主 文 原判決を破棄する。 被告人に対し刑を免除する 理 中

被告人の控訴趣旨について。

原判決挙示の証拠によれば、原判決認定の事実を認めるに十分であり、記録を精査してもこの認定を覆す資料がないから、被告人に本件スクーターの運搬を頼んだのはA一人であり、また当時被告人はその物件がA、Bの両名が他から窃取して来たものであることを知らなかつた旨の事実誤認の論旨は理由がない。つぎに所論は、Aは被告人の実兄の長男で甥に当り本件当時被告人方に同居していたものであるから、臓物運搬罪としては被告人の刑は免除さるべきものであると主張する。ところが、原審は、窃盗犯人Aと被告人との右同居の親族の関係を認めながら、他の窃盗共犯Bと被告人との間にはそのような身分関係がないとの理由で刑法第二

よつて刑事訴訟法第三百九十七条第三百八十条に従い原判決を破棄するところ、 当審で直ちに判決することができるから同法第四百条但書によつて主文のとおり判 決をする。

(裁判長判事 荻野益三郎 判事 佐藤重臣 判事 梶田幸治)